

濫用的会社分割と法人格否認の法理（一）

岡 田 陽 介

濫用的会社分割と法人格否認の法理（一）

岡 田 陽 介

【目 次】

I 序 説

II 債権者被害事例への法人格否認の法理の適用に関する判例法理

一 序 説

二 最高裁判例

- 1 最高裁昭和 44 年 2 月 27 日判決
- 2 最高裁昭和 48 年 10 月 26 日判決
- 3 小 括

三 要 件

- 1 支配要件
- 2 目的要件

III 濫用的会社分割に法人格否認の法理の適用が争われた裁判例

- 一 福岡地裁平成 22 年 1 月 14 日判決（裁判例①）
- 二 東京地裁平成 22 年 7 月 22 日判決（裁判例②）
- 三 大阪地裁平成 22 年 10 月 4 日判決（裁判例③）
- 四 福岡地裁平成 23 年 2 月 17 日判決（裁判例④）
- 五 福岡高裁平成 23 年 10 月 27 日判決（裁判例⑤）
- 六 小 括
 - 1 諸裁判例の理論構造
 - 2 濫用の対象について
 - 3 法人格否認の法理の適用対象となる濫用的会社分割

（以上、本号）

IV 検 討

V 結 語

I 序 説

平成12年商法改正により、「企業の国際的な競争が激化した現代の社会経済情勢の下で、金融機関をはじめとする企業が、その経営の効率性を高め、企業統治の実効性を確保するために、柔軟に組織の再編成ができるようにするための法制度の整備を行うことを目的とし」¹⁾て、会社分割制度が導入された。この会社分割制度は、その後平成16年商法改正によって債権者異議手続きについて若干の改正がなされた後²⁾平成17年の会社法制定に伴い、それまでのルールを大きく変更する改正がなされた。その主たるものとしては、第一に、会社分割の定義が変更されたことが挙げられる。平成17年改正前商法下においては、会社分割の対象は会社の「営業ノ全部又ハ一部」と規定されていたため、判例上確立されている営業概念である「一定の営業目的のため組織化され、有機的の一体として機能する財産³⁾」を分割の対象とすることが要求されていた。しかし、会社法は、営業概念に縛られずに「事業に関して有する権利義務の全部又は一部」(2条29号、30号)を会社分割の対象とする改正を行った⁴⁾。第二に、会社分割の効力要件が変更されたことが挙げられる。平成17年改正前商法の下では、株主および債権者に対する事前開示書面は「各会社ノ負担すべき債務ノ履行ノ見込アルコト及其ノ理由ヲ記載シタル書面」であったため、「債務の履行の見込みのあること」が会社分割の効力要件であると解されており(多数説⁵⁾)、実際にそのように判示する下級審裁判例もあった⁶⁾。しかし、会社法は、

1) 原田晃治「会社分割法制の創設について〔上〕-平成一二年改正商法の解説-」商事法務1563号4頁(2000年)、前田庸「商法等の一部を改正する法律案要綱の解説〔上〕」商事法務1553号4頁(2000年)。

2) 詳しくは、江頭憲治郎「株券不発行制度・電子公告制度の導入に関する要綱の解説〔下〕」商事法務1676号11頁(2003年)参照。

3) 最大判昭和40年9月22日民集19巻6号1600頁。

4) 相澤哲編著『立案担当者による新・会社法の解説』別冊商事法務295号181頁(2006年)。

5) 原田晃治「会社分割法制の創設について〔中〕-平成一二年改正商法の解説-」商事法務1565号11頁(2000年)、江頭憲治郎『株式会社・有限会社法(第4版)』764頁(有斐閣、2005年)、前田庸『会社法入門(第10版)』838頁(有斐閣、2005年)。

6) 名古屋地判平成16年10月29日判時1881号122頁。

事前開示事項を「債務の履行の見込みに関する事項」（会社法 782 条 1 項，会社法施行規則 183 条 6 号，会社法 794 条 1 項，会社法施行規則 192 条 7 号）とする改正を行った。これにより，会社法定前には会社分割の効力要件であった「債務の履行の見込みのあること」は，会社法では会社分割の効力要件ではなくなったと立案担当者は説明している⁷⁾。

これらの改正は，分割会社の株主の便宜のための規制緩和を意図して行われたものであるとされている。しかし，この改正により会社分割の対象が変更された結果，有機的一体性を有しない債権債務の寄せ集めを会社分割により移転することが可能となり⁸⁾，さらに「債務の履行の見込みのあること」が会社分割の効力要件でなくなった結果，債務の履行の見込みのない会社分割も可能となった。後者の点については，会社分割における債権者保護システムの後退であるとか脆弱化であると評価され⁹⁾，その結果として債権者許害的な会社分割が起りうるがかねてから懸念されていた¹⁰⁾。しかしながら，このような会社分割により許害された債権者は会社分割無効の訴えの提訴権者とはされていないためこのような債権者を保護するために会社分割無効の訴えを利用することはできず¹¹⁾ 詐害行為取消権（民法 424 条）など，私法の一般法理により保護するほかないとされていた¹²⁾。もちろん，会社法の立案担当者もこのような債権者許害的な会社分割が起こることを想定しており，そのような場合には詐害行為

7) 相澤哲ほか編著『論点解説 新・会社法』674 頁（商事法務，2006 年）。

8) 藤田友敬「組織再編」商事法務 1775 号 58 頁（2006 年）。

9) 詳細は，森本滋「会社分割制度と債権者保護－新設分割を利用した事業再生と関連して－」金融法務事情 1923 号 37 頁（2011 年），込山芳行＝太郎良留美「会社分割による新会社設立と詐害行為取消権行使の是非－名古屋高判平成 24 年 2 月 7 日判決を素材として－」山梨学院ロー・ジャーナル 7 号 82 頁（2012 年）参照。

10) 藤田・前掲注 8) 58 頁。

11) 詳細は，川島いづみ「会社分割における会社債権者の保護」早稲田社会科学総合研究 11 巻 1 号 78 頁（2010 年）。なお，川島教授は，同論文において，会社分割が債権者許害的に濫用された場合には会社分割無効の訴えにより解決すべきことを主張する。このような見解を主張するものとしては，弥永真生「会社分割無効の訴えの原告適格」商事法務 1936 号 8 頁（2011 年），服部育生「濫用的な会社分割」愛知学院大学論叢法学研究 53 巻 1・2 号 127 頁（2012 年）。

12) 伊藤靖史ほか『会社法（第 2 版）』392 頁〔田中亘〕（有斐閣，2011 年）。

取消権の行使によって会社分割による財産移転行為を取り消すことによって対処すればよいとしていて¹³⁾ 実際にこれを認める最高裁判決も登場している¹⁴⁾ しかしながら、詐害行為取消権の行使については、会社分割という組織法上の行為に詐害行為取消権を適用することはできないこと¹⁵⁾ や、平成12年商法改正時の立案担当者はこれを否定的に解していたこと¹⁶⁾ などを理由に、これを消極的に解する見解がなお有力に主張されている¹⁷⁾ ため、これについては今後も慎重な検討を要する問題であるといえよう。

もっとも、このような債権者詐害的な会社分割を、解釈によって克服しようという試みもなされている。例えば、会社法の下でも、平成17年改正前商法下の多数説と同様、「債務の履行の見込みのあること」を会社分割の効力要件とし、当事会社のいずれかにつき分割後その債務の履行の見込みがない場合には会社分割の無効事由に該当すると解する見解が有力に主張されている¹⁸⁾ しかしながら、債権者詐害的な会社分割が実際に有効に行われ、一般法理の適用による債権者保護を主張する裁判例が多数登場している現状においては、ひとまずこの見解を採用せずに、「債務の履行の見込みのあること」を会社分割の効力要件としないことを前提に、債権者保護の手段を検討すべきであろう。

濫用的な会社分割が行われた場合に債権者保護手段として利用される一般法理としては、前述の詐害行為取消権（民法424条）¹⁹⁾ のほか、破産法上の否認

13) 相澤ほか編著・前掲注7) 674頁。

14) 最判平成24年10月12日金判1402号16頁。

15) 岡伸浩「濫用的会社分割と民事再生手続」NBL922号8頁（2010年）、後藤孝典「民事再生と会社分割－近時の再生実務実態とあるべき再生手法にむけて（上）」ビジネス法務2010年3月号58頁（2010年）。

16) 原田晃治「会社分割法制の創設について〔下〕－平成一二年改正商法の解説－」商事法務1566号8頁（2000年）。

17) 東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟Ⅱ（第2版）』779頁（判例タイムズ社、2008年）など。

18) 江頭憲治郎『株式会社法（第4版）』840頁注3（有斐閣、2011年）、柴田和史『会社法詳解』401頁注8（商事法務、2009年）、南保勝美「会社分割制度の解釈上の問題点について」法律論叢79巻4・5号338頁（2007年）、吉田正之「会社法における会社分割」布井千博ほか編『会社法・金融法の新展開（川村正幸先生退職記念）』572頁（中央経済社、2009年）など。

権（破産法 161 条）²⁰⁾ 会社法 22 条 1 項（商号等続用者の責任）の類推適用²¹⁾ として法人格否認の法理が挙げられる²²⁾ 本稿では、このうち法人格否認の法理の適用について検討する。

以下、Ⅱで法人格否認の法理についての最高裁判所の判例について確認し、Ⅲで濫用的会社分割が行われた場合に法人格否認の法理を適用して債権者保護を図ることが主張された下級審裁判例を紹介し、Ⅳでこれらの裁判例の要件および他の債権者保護制度との関係について検討を加える。最後に、Ⅴで本稿での考察の結果と今後の課題を確認する。

Ⅱ 債権者詐害事例への法人格否認の法理の適用に関する判例法理

一 序 説

本章では、濫用的会社分割に対する法人格否認の法理の適用を検討する前提として、法人格否認の法理に関する最高裁判所の判例法理を確認する。法人格否認の法理とは、本来は独立した法人格を有する会社と社員等の第三者との間において、その利益が一体化しており、両者の形式的独立性を貫くことが正義・公平に反すると判断される場合に、当該会社とその第三者とを同一視して、事案の公平な処理を図る法理であり²³⁾ 主として小規模閉鎖会社の債権者を保護する機能を有しているとされている²⁴⁾ これは、アメリカの判例法により発展した

19) 前述の最判平成 24 年 10 月 12 日金判 1402 号 16 頁のほか、東京高判平成 22 年 10 月 27 日金法 1910 号 77 頁、名古屋高判平成 24 年 2 月 7 日判タ 1369 号 231 頁。

20) 福岡地判平成 21 年 11 月 27 日金法 1911 号 84 頁、福岡地判平成 22 年 9 月 30 日金法 1911 号 71 頁。

21) 最判平成 20 年 6 月 10 日判時 2014 号 150 頁、東京地判平成 22 年 7 月 9 日判時 2086 号 144 頁、東京地判平成 22 年 11 月 29 日金法 1918 号 145 頁。

22) これらの手段の特徴について述べているものとして、奥山健志「会社分割の濫用－会社分割の濫用事例を踏まえた会社分割制度の問題点」岩原紳作＝小松岳志編『会社法施行 5 年 理論と実務の現状と課題（ジュリスト増刊）』167 頁（2011 年）、難波孝一「会社分割の濫用をめぐる諸問題」判タ 1337 号 20 頁（2011 年）、吉川信將「新設分割における債権者保護」山本爲三郎編『企業法の法理』163 頁（慶應義塾大学出版会、2012 年）。

23) 元芳哲郎＝豊田愛美「会社分割と法人格否認の法理」判タ 1369 号 58 頁（2012 年）。

法理であるが、わが国においても昭和44年2月27日の最高裁判決において採用されて以降、これに関する多くの裁判例が登場している。本章では、まずわが国で法人格否認の法理を認められることを初めて示した最高裁昭和44年2月27日判決と、債権者詐害行為に法人格否認の法理が適用されることを初めて示した最高裁昭和48年10月26日判決の判旨を紹介する。次に、法人格の濫用を判断する際の要件について、下級審裁判例を分析しつつ検討する。

二 最高裁判例

1 最高裁昭和44年2月27日判決²⁵⁾

本件は、周知のとおり、わが国で初めて法人格否認の法理が認められることを示した最高裁判決である。最高裁は、「およそ社団法人において法人とその構成員たる社員とが法律上別個の人格であることはいうまでもなく、このことは社員が一人である場合でも同様である。しかし、およそ法人格の付与は社会的に存在する団体についてその価値を評価してなされる立法政策によるものであつて、これを権利主体として表現せしめるに値すると認めるときに、法的技術に基づいて行なわれるものなのである。従つて、法人格が全くの形骸にすぎない場合、またはそれが法律の適用を回避するために濫用されるが如き場合においては、法人格を認めることは、法人格なるものの本来の目的に照らして許すべからざるものというべきであり、法人格を否認すべきことが要請される場合を生じるのである」と判示した。

本判決は、会社の法人格が全くの形骸に過ぎない場合（形骸化事例）と、会社の法人格が法律の適用を回避するために濫用されている場合（濫用事例）に法人格が否認される場合があることを示し、法人格否認の法理を判例法上確立させた重要な判決である。しかしながら、本判決の事案は形骸化事例であると評価されており、²⁶⁾濫用事例に法人格否認の法理を適用した判決ではないことに

24) 森本滋「判批」会社法判例百選（第2版）（別冊ジュリスト205号）10頁（2011年）。

25) 民集23巻2号511頁。

26) 野田宏「判解」最判解民事編昭和44年度（上）435頁。

注意しなければならない。法人格の濫用の例としては許害的な新会社の設立があり、このような場合に法人格否認の法理が適用されることは当然に予想されていたが²⁷⁾これに関する最高裁判決は、下記の昭和48年最判まで待たなくてはならなかった。

2 最高裁昭和48年10月26日判決²⁸⁾

本件は、経営の危機にある旧会社が新会社を設立し、旧会社の債権者を害するような形で新会社に事業を移転した事案である。最高裁は、「株式会社が商法の規定に準拠して比較的容易に設立されうることに乗じ、取引の相手方からの債務履行請求手続を誤らせ時間と費用とを浪費させる手段として、旧会社の営業財産をそのまま流用し、商号、代表取締役、営業目的、従業員などが旧会社のそれと同一の新会社を設立したような場合には、形式的には新会社の設立登記がなされていても、新旧両会社の実質は前後同一であり、新会社の設立は旧会社の債務の免脱を目的としてなされた会社制度の濫用であって、このような場合、会社は右取引の相手方に対し、信義則上、新旧両会社が別人格であることを主張できず、相手方は新旧両会社のいずれに対しても右債務についてその責任を追求〔ママ〕することができるものと解するのが相当である（最高裁判所昭和……44年2月27日第一小法廷判決・民集23巻2号511頁参照。）」と判示した。

本判決は、旧会社の債権者の許害という法人格の濫用事例に法人格否認の法理が適用されることを初めて示した最高裁判決であり、その後数多くの裁判例に登場する法人格濫用事例のリーディング・ケースとされている。

3 小 括

上記2つの最高裁判決により、法人格濫用事例における法人格否認の法理が

27) 野田・前掲注26)436頁、奥山恒朗「いわゆる法人格否認の法理と実際」鈴木忠一＝三ヶ月章監修『実務民事訴訟講座(5)会社訴訟・特許訴訟』157頁（日本評論社、1969年）。

28) 民集27巻9号1240頁。

確立したといつてよいであろう。もっとも、学説においては、昭和44年最判の示した法人格の形骸化、濫用の2類型に対する批判も少なくないと指摘されている²⁹⁾が、本稿ではこの問題には立ち入らない。

法人格が濫用されたといえるための要件に関しては、会社の背後にあって法人格を利用する者に「違法または不当な目的」を要求するか否かをめぐって、学説が対立している³⁰⁾主観的濫用説は、「違法または不当な目的」を要求する見解であり、法人格の濫用があるというためには、法人格がその背後にあって支配している者により意のままに道具として支配されているという両者の実質的同一性（支配要件）に加え、支配者が違法または不当な目的を有すること、すなわち支配者の主観的濫用の意図（目的要件）が認定されなければならないと主張する³¹⁾これに対し、客観的濫用説は、「違法または不当な目的」を要求しない見解であり、法人格の濫用として法人格を否認するためには法人格の利用が客観的に社会観念上認容できないことを要し、またこれをもって足りると主張する³²⁾最高裁判所の判例は、前掲昭和48年最判で「債務の免脱を目的としてなされた会社制度の濫用」と述べ、目的という主観的な要素を要求していること、さらに最判平成17年7月15日民集59巻6号1742頁は、これを一歩進めて、支配要件を法人格がその背後にあって支配している者により「意のままに道具として利用し得る支配的地位にあ」ること、目的要件を「違法不当な目的」を有することと述べていると評価できるから、主観的濫用説に立つものの考えられている³³⁾もっとも、法人格濫用事例とはいっても、前掲昭和48年最判のような債権者詐害事例だけではなく、法律上または契約上の義務回避事例³⁴⁾不当労働行為事例³⁵⁾といった様々な類型があるため、それぞれの問題類型

29) 片木晴彦「判批」法学教室367号92頁（2011年）。

30) 学説の詳細は、上柳克郎ほか編『新版注釈会社法(1)』75頁〔江頭憲治郎〕（有斐閣、1985年）、江頭憲治郎編『会社法コンメンタール1－総則・設立(1)』96頁〔後藤元〕（商事法務、2008年）、三枝一雄『論点整理会社法』11頁（法律文化社、2001年）参照。

31) 奥山・前掲注27)157頁。

32) 田中誠二「法人格否認法理再論」商事法務885号6頁（1980年）など。

33) 江頭・前掲注30)5頁、後藤・前掲注30)96頁。

に即した要件のさらなる具体化が求められている³⁶⁾

本稿で扱う濫用的会社分割は、債権者詐害事例の1つといえるため、このような事案に法人格否認の法理を適用する場合には、前掲昭和48年最判を基礎とすべきである³⁷⁾

三 要件

本節では、通説的見解であり、また最高裁判所が採用していると考えられる主観的濫用説に従い、債権者詐害事例における支配要件および目的要件の認定についての下級審裁判例の傾向について分析する³⁸⁾。裁判例の中には、この2要件について一般論を提示するものもあるが³⁹⁾提示しない裁判例が多数に上るため、個々の裁判例を分析して支配要件および目的要件が認定されるために考慮される要素を考察するのが妥当であろう。

1 支配要件

前掲昭和48年最判では、法人格の濫用を認めるための要件の1つとして、新旧会社の実質的同一性を挙げており、これが支配要件であると評価されている。債権者詐害事例において、この実質的同一性を認めるための要素として、下級審裁判例は、旧会社と新会社の支配者・役員・従業員・事業内容・取引相手等の同一性や事業用資産の流用があることを挙げている。この場合、多くの裁判例では、債権者詐害性を具体的に検討することなく、これら要素のみから債務の追及から逃れる目的（目的要件）を認め⁴⁰⁾法人格の濫用を認めている⁴¹⁾

34) 大村簡判昭和47年9月25日判時694号109頁、名古屋高判昭和47年2月10日高民集25巻1号48頁など。

35) 徳島地判昭和50年7月23日労民集26巻4号580頁、神戸地判昭和54年9月21日判時955号118頁、大阪地判昭和57年7月30日判時1058号129頁など。

36) 森本滋『会社法（第2版）』56頁（有信堂、1995年）、後藤・前掲注30）98頁、片木・前掲注29）92頁。

37) 森本・前掲注9）35頁。

38) 本節での分析は、後藤・前掲注30）101頁以下による分析にその多くを拠っている。

39) 岡山地判平成12年8月23日判タ1054号180頁。

例えば、福岡高判昭和 43 年 10 月 16 日下民集 19 卷 9・10 号 607 頁⁴²⁾は、新旧両会社の本店所在地、代表取締役、営業目的、従業員は全く同一であり、その役員もほとんど共通であること、旧会社の清算事務は進行していないこと、しかも新会社は旧会社の営業財産をそのまま流用していることが推認されることを認め、これらのことから新会社の設立は債務免脱目的の会社制度の濫用であるとされている。東京地判昭和 50 年 8 月 8 日判時 799 号 90 頁は、事業目的の同一、役員重複（旧会社の 4 名の取締役のうち、2 名が新会社の取締役、1 名が監査役）、旧会社の本店と新会社の支店所在地の同一、旧会社の本店・支店と新会社の営業所等の所在地の同一、旧会社の事業資産の新会社への流用、従業員の同一性、取引相手の同一性を認め、これらのことから新会社の設立目的には旧会社の債務の支払を回避する目的が含まれていたと推認し、法人格の濫用を認めている。東京地判昭和 55 年 2 月 20 日判時 966 号 112 頁は、事業目的・事業活動の同一、主宰者の同一、同族会社であること、電話、従業員、取引先など、新会社は旧会社の人的、物的事業用財産をほぼそのまま流用していることを認めた上で、このような設立は、旧会社の「原告ら債権者に負担する債務を免れる目的を含んでなされた会社制度の濫用といわれてもやむをえない」としている。東京地判昭和 56 年 12 月 14 日判タ 470 号 144 頁は、事業目的、本店所在地が同一、役員重複、工場・機械設備が同一、従業員の半数が同じなど事業用財産の流用があることから、新旧会社の実質的同一性を認め、これらの事実から新会社の設立は債務免脱目的であると認めている。千葉地判平成 3 年 7 月 26 日判時 1413 号 122 頁は、事業目的の同一、役員同一、営業形態の一部の連続性、建物・機械等の一部の流用、従業員の一部の共通性、債権者に対し事業の継続性があるかのように説明していることから、新旧両社の会社内容の実質的な同一性を認め、これらの事実から新会社の設立は債務免脱目的であると認めている。名古屋地判平成 6 年 9 月 26 日判時 1523 号 114 頁

40) 奥山・前掲注 27) 170 頁。

41) 後藤・前掲注 30) 102 頁。

42) これは、前掲昭和 48 年最判以前の裁判例であることに注意しなければならない。

は、新旧会社の事業目的の同一性、主宰者の同一性、銀行に対する債務の引受け、新会社は旧会社の事務所を使用し、事務所の備品、電話加入権、電話番号、従業員を流用していることから、両社は経済的には同一の企業体であるとし、新会社が原告らに対し、旧会社と法人格を異にすることを主張することは権利の濫用であるとしている⁴³⁾。岡山地判平成12年8月23日判タ1054号180頁は、前述のように、まず一般論として、「法人格が濫用されていると認めるには、①会社の背後にある者が会社を自己の意のままに道具として用いることのできる支配的地位にあること（支配の要件）及び②債務の履行を免れるために新会社を設立する等会社の背後にある者が違法又は不当な目的の下に会社形態を利用していること（目的の要件）が必要であり、具体的には、新旧両会社を実質的に経営する会社の背後にある者が、取引上多額の債務を負担する旧会社について、倒産する状況にもないのにその営業を停止して休眠会社としたり解散したうえ、商号、本店の所在地、営業目的、取締役の過半数等が同一の新会社を、その資本を実質的に全額出資して設立し、旧会社の営業所、工場、什器備品、得意先、仕入先、従業員等をそのまま引き継いで、旧会社と同様の営業を続けて会社の運営を意のままに行っているような場合には、旧会社の債務を免れるために新会社を設立したものと推認することができる。」と述べたうえで、本店所在地、主宰者、営業内容、営業目的、営業財産たるゴルフ場施設及び什器備品、従業員、ゴルフクラブの名称およびマーク並びに株主の点から、新旧両社の実質的同一性を認め、支配要件を満たすとしていると考えられる⁴⁴⁾。

逆に、これらの要素、とくに支配者や取引相手の同一性が欠けている場合には、債務免脱目的ではないとして法人格否認が否定されることが多い。

2 目的要件

債権者詐害事例における目的要件は、前掲昭和48年最判が示すように「債務の免脱を目的」とすることに尽きるが、この目的を認定するための要素とし

43) 本判決は、目的要件については全く言及がないと思われる。

44) 本判決に関しては、目的要件は別に検討している。

ては、下級審裁判例においては以下のようなものが挙げられている。

まず、支配要件に関する検討においてみたように、会社設立の経過、支配の態様等の客観的事実から目的要件を立証することが挙げられる。すなわち、支配要件を満たすために認めた事実から目的要件を推認する⁴⁵⁾のであり、その意味では、支配要件は二重の機能を有しているといえる⁴⁶⁾。

次に、旧会社から新会社への事業の譲渡等により旧会社の債権者が詐害されたことが挙げられる。旧会社に事業や資産の譲渡対価が支払われていないこと、または低廉であることから目的要件が認められた裁判例としては、次のようなものが挙げられる。東京地判平成2年4月27日判タ748号200頁は、土地および建物の低廉な価格で譲渡したことが責任財産隠匿目的であるとして、目的要件が認められている⁴⁷⁾。東京地判平成7年9月7日判タ918号233頁は、「会社が取引の相手方からの債務の履行について時間と費用とを浪費させる手段として、旧会社の営業財産をそのまま流用し、商号、代表取締役、営業目的、従業員等において、旧会社と同一の新会社を設立したような場合には、形式的に新会社の設立登記がされていても、新旧両会社の実質は同一であり、新会社の設立は旧会社の債務の免脱を目的としてされた会社制度の濫用であるとして、信義則上、新会社は旧会社の債権者に対し別異の法人格であることを主張できず、相手方は新旧両会社のいずれに対しても責任を追及しうると解すべきである」と一般論を述べたうえで、旧会社の倒産のおそれが必至とみられるときに、事業の大部分を譲渡し、その対価が支払われなかったことから、当該事業の譲渡が債務の支払いを免れる目的であるとして目的要件を認定している⁴⁸⁾。

さらに、新会社設立についての債権者の交渉との有無やその内容が挙げられる。これについては、とくに新会社設立を秘匿していた場合が注目される。前

45) 元芳 = 豊田・前掲注23) 59頁。

46) 奥山・前掲注27) 170頁。

47) 本判決は、支配要件を認めた事実からは目的要件を推認していない。

48) もっとも、本判決は「取締役及び監査役を同族で構成し、営業目的もほぼ同一であって、営業上の屋号、取引先及び従業員関係、什器備品を共通にし」ていることと、事業譲渡の対価が支払われなかったことの両方から債務免脱目的を認定している。

掲昭和48年最判、大阪地判昭和60年9月18日判タ572号80頁はともに、被上告人および原告たる債権者に新会社設立の事実を知らせなかったことを債務免脱目的を認定するための1つの要素としている。また、東京地判昭和56年5月28日判タ465号148頁は、新会社の設立を原告以外の取引先には通知したが原告には通知していないことから債務免脱目的を認定している。

Ⅲ 濫用的会社分割に法人格否認の法理の適用が争われた裁判例

債権者詐害事例への法人格否認の法理の適用に関する前章での検討を踏まえ、本章では、債権者詐害的な会社分割、いわゆる濫用的会社分割に対して、法人格否認の法理を適用するか否かが争われた5つの裁判例について、若干長くなるが、事案の概要と判旨を紹介する。裁判例①、③、④、⑤は、新設分割により分割会社に残された債務の債権者の保護のために法人格否認の法理の適用が主張された事案であるのに対し、裁判例②は、新設分割により分割会社から設立会社に承継された債務の債権者の保護のために法人格否認の法理が適用を主張した事案である。

一 福岡地裁平成22年1月14日判決⁴⁹⁾ (裁判例①)

[事実の概要]

X（原告——オリックス債権回収株式会社）は、サービサー業務受託及び事業再生支援業務等を業とする株式会社（いわゆるサービサー）である。被告Y1（株式会社ピー・エー・ジー）は、遊技場の経営等を業とする株式会社であり、被告Y2（株式会社げんき）は、同じく、遊技場の経営等を業とする株式会社である。被告Y3は、被告Y1の代表取締役であり、被告Y4は、被告Y3の代表取締役である。被告Y1は、被告Y4の父親である。

49) 金判1364号42頁。判例評釈として、水島治「判批」武蔵大学論集59巻4号17頁（2012年）、村岡賢太郎「判批」小出篤監修『最新金融・商事法判例の分析と展開（別冊金融・商事判例）』96頁（経済法令研究会、2013年）がある。

訴外A（福岡銀行）は、被告Y1に対し、平成17年3月31日、40億9,667万2,000円を、次の約定で貸し付けた（以下、「本件貸金」という）。その後平成19年3月28日、AはXに対し、本件貸金及び本件連帯保証に基づく債権を譲渡した。本件貸金に基づく約定の最終返済期限は平成19年3月31日であったが、Y1はXに対し、同日までに、約定の返済元金である40億4,447万2,000円の支払を怠った。上記期限後、Y1はXに対し、平成19年4月2日から7月3日にかけて、合計2,960万7,157円を支払い、Xはこれをすべて元金に充当した。よって、XはY1に対し、元金40億1,486万4,843円及びこれに対する平成19年4月1日から支払済みまで約定の年14%の割合による遅延損害金の請求債権を有している。XとY1は、平成19年3月下旬以降、Y1の事業再編スキームやその手法について継続的に協議した。

Y1は、平成19年9月27日、大橋2店舗（福岡県南区大橋一丁目にあったY1経営のパチンコ店2店舗。以下同じ。）で行う遊技場（パチンコ店）事業及び同店舗における遊技場事業に付帯関連する事業一切を新設会社Y2に承継させ、その対価として新設会社Y2が分割に際し普通株式（譲渡制限株式）10株を発行し、その全部をY1に割り当てるという新設分割を行う旨の会社分割計画書を作成して、会社分割の手続を開始した（以下、「本件会社分割」という）。本件会社分割において、Y2が承継する債務として、Y1の負っていた営業上の債務は含まれていたが、Xを債権者とするY1の債務（本件貸金債務を含む。）はすべて承継の対象外とされていた。Y1は、本件会社分割に先立ち、その手法や内容、とりわけ本件貸金債務についてのY2の債務引受額についてXと継続的に協議していたが、最終的な本件会社分割は、Y1の判断で、Xの事前の了解をとることなく実行された。

Y1が本件会社分割の分割対価として交付を受けたY2株式10株については、本件会社分割手続完了と同日である平成19年10月18日、Y1が、Y4に譲渡した（以下「本件株式譲渡」という）。さらに、Y2は、同月24日、新たに株式100株を発行し、これをすべてY4に割り当てることとし、Y4が100万円を出資した上で、Y2の資本金を100万円に変更した（以下「本件増資」

という。Y1は、平成19年11月末までに、大橋2店舗を除くパチンコ店舗をすべて閉鎖し、同年12月25日に第1回の、同月27日に第2回の不渡りを出し、平成20年1月7日、銀行取引停止処分を受けた。

そこで、Xは、Y1らに対し、残債務の一部に当たる15億円の支払を求めるとともに、Y1が会社分割して設立されたY2に対し、主的に法人格否認による契約責任に基づき、予備的に不法行為又は詐害行為取消権に基づき、Y1と同様の金員の支払等を求めた。

【判旨】

「被告ら会社は、本件会社分割を奇貨として、本件株式譲渡と本件増資を一体的に実行し、Xの把握していたY1の責任財産（大橋2店舗の事業価値）を逸出させるとともに、大橋2店舗の事業価値について本件貸金債務の負担なく被告げんきに移転させたといえることができるものであり、このような場合に、Y2に、Y1とは別の法人格であることを認めて免責を認めることは、著しく信義に反し、衡平を害するものといわなければならない。すなわち、本件会社分割では、Xに対する債権者保護手を要せず、その分割手続自体に違法があったということとはできないものの、本件会社分割では、通常想定される分割手続のみならず、その後本件株式譲渡と本件増資が一連一体のものとして行われ、それがXの利益を著しく害し、Xとの関係において信義に反することは上記判示のとおりである。そして、法が許容するところは、Y1がY2の発行する株式を対価として会社分割を実行する（その場合、債権者保護手続は要しない。）ところまでであり、それを超えて、分割対価であるY2株式をY4に対して廉価で譲渡したり、その後Y2が増資するといった一連の対応は、被告ら会社とY4との人的関係も踏まえて考えると、被告ら会社において、新設会社であるY2がXに対する債務の負担を免れる（少なくとも、Xの意向に従った債務負担はせず、Y2が了解して合意する範囲内での債務しか負担しない）一定の意図を持って行われたものと推認せざるを得ず、そのような手法やそれによる結果は、法の是認するところとは解されない。

そして、このような場合、本件会社分割自体の効力を否定する法的根拠はなく、また、本件株式譲渡を取り消したとしても、Y1から逸出された責任財産の回復は図られず、本来的な解決につながらないことにかんがみれば、これら一連一体の手続を全体としてみて、これらが上記のとおり、新設会社であるY2がXに対する債務負担を免れようという不当な意図、目的に基づくものといわざるを得ない以上、信義誠実の原則に照らし、Xとの関係では、Y1とY2を同一視し、その限りで、Y2がY1と異なる法人格であることを否認し、Y2は、Y1が負担するものと同様の法的責任を免れないというべきである。

すなわち、Y1とY2については、その代表者が親子関係にあり、それぞれの実際の事業目的は共通である他、Y2がY1の営む大橋2店舗の事業を包括的に譲り受け、その営む事業に連続性があること、その営む事業に当たって、大橋2店舗を呼称する店舗名称を継続して続用していること等にかんがみると、両者に強い経済的一体性が認められることは明らかである。

その上で、上記判断のとおり、本件会社分割において、被告ら会社は、Y2がXに対する債務を承継しない（少なくともY2が了解する以上の金額の債務は承継しない）ことを目的とし、少なくともそのような結果になることは十分に了解し、それを許容した上で、本件会社分割を実行し、その後の本件株式譲渡や本件増資を行ったものであり、その目的に、Y2の法人格や会社分割制度を濫用とする不当な目的が認められ、かつ、Y1とY2に強い一体性が認められることにかんがみれば、Xとの関係では、信義則上、Y2の法人格を否認し、Y1とY2を同視するのが相当である。」

二 東京地裁平成22年7月22日判決⁵⁰⁾ (裁判例②)

[事実の概要]

X社（原告）は、店舗用の消耗品（箸、おしぼり、ナプキン、印刷物、洗剤等）の販売及び飲食店等向けの調理材料の販売等を目的とする株式会社であ

50) 金法1921号117頁。判例評釈として、弥永真生「判批」ジュリスト1418号52頁（2011年）、渡邊博己「判批」京都学園法学65号159頁（2011年）がある。

り、被告Y1社は、飲食店の経営及び食品、飲料、酒類の販売等を目的とする株式会社、被告Y2社は、飲食店の営業等を目的とする株式会社、被告Y3は、被告Y2の代表取締役であり、本訴提起当時、被告Y1の代表取締役であった。

X社は、Y1社との間で店舗用の消耗品等の販売についての売買基本契約（以下「本件基本契約」という。）を締結し、これに基づき、平成21年8月から9月末日までの間、合計6,096万6,599円の食材及び備品等を販売したが、支払いがなされないため売掛債権（以下「本件売掛債権」ないし「本件売掛金債務」という。）があるとして、Y1社に対し①当該債権及び②これに対する期限の利益を喪失した日の翌日である平成21年10月1日から支払済みまで年15%の割合による約定の遅延損害金の支払を求めた。X社はまた、Y2社及びY3との間でY1の本件基本契約上の債務を連帯保証する旨の保証契約を締結したとして、Y2社およびY3に対し、保証契約に基づき、Y1と連帯して、上記①及び②を主債務とする保証債務の支払を求めた。Xは、平成21年11月11日、本訴を提起し、同訴状は、同年11月30日、Y1社らに送達された。

その後、Y1社は、平成21年12月8日、同月1日付けで公告方法を「官報に掲載してする。」から「千葉県内において発行する千葉日報に掲載してする。」に改め、同年12月11日、同月1日付けで本件の所在地を東京都千代田区から千葉県印旛郡に変更した。他方、Y1社は、本件売掛金債務はZ社に承継されること、Z社は本件売掛金債務について分割期日をもって承継し免責的に債務引受を行うことが定められた平成21年11月20日付け分割計画書（以下「本件分割計画書」という。）を作成し、同年12月17日、同日付けの公証人の確定日付を得、同日、Z社を新設分割する旨及び新設分割により新設するZ社に対して被告Y1社の経営する食品、飲料、酒類の販売事業に関する一部の営業の権利義務を承継させることにした旨の官報及び千葉日報へ掲載して公告をし、平成22年1月19日、Y1社は会社分割され（以下「本件会社分割」という。）、これにより、食品、飲料、酒類の販売等を目的とするZが設立された。そこで、X社は、Z社に対し、会社分割によりY1社の本件売掛金債務を承継したとして、Y2らと連帯して、上記①及び②の支払を求める訴えを提起した。

[判旨]

「本件会社分割の分割計画書……は、Xの代理人が、平成21年11月2日、内容証明郵便をもって、本件売掛債権の履行を催促し、法的手続をとる可能性を明らかにした後である平成21年11月20日付けである（同計画書の公証人役場の日付は本件訴訟の訴状が被告に送達された後である平成21年12月17日である）こと、分割計画書によれば、引き継がれる債務8,168万4,133円の大部分が本件売掛債務6,096万5,699円であり、Z社が免責の債務引受を行うことが定められていること、本件売掛債務は既に弁済期を経過しているにもかかわらず、引き継がれる現金は1,100万円に過ぎないこと……、現実にZ社から本件売掛債務の弁済がされていないこと……に加え、本件会社分割を行う直前にY1社の本店所在地を千葉県に移し、X社に対する個別の催告を要しないように公告の方法を変更したことを併せ考慮すれば、本件会社分割及び分割計画の中で免責の債務引受を定めたのは、Y1社において本件売掛債務を免れる目的で行われたものと認めるのが相当である。」

この「検討を踏まえれば、Y1社が本件会社分割によってZ社を設立したことは法人格を濫用するものということができ、Y1社はZ社はY1社と法人格が異なることを理由に本件売掛債務の履行を免れることはできないといわなければならない。そして、Y2社の代表取締役はY1社の代表取締役（当時）であるY3であり、他に取締役がないことからすれば、連帯保証人であるY2社らも本件会社分割の目的を熟知していたと認められるから、Y1社がXとの関係において本件売掛債務の履行を免れることができず、結果として主債務が存在することになる以上、保証債務について消滅しないと解するのが相当である。」

三 大阪地裁平成22年10月4日判決⁵¹⁾ (裁判例③)

[事実の概要]

X（原告）は、大阪府北部を営業地域とする信用金庫（摂津水都信用金庫）

51) 金法1920号118頁。判例評釈として、弥永真生「判批」ジュリスト1424号54頁（2011年）、コーエンズ久美子「判批」山形大学法政論叢53号1頁（2012年）がある。

である。旧A社は、一般印刷並びに製本等を主たる目的とする会社（株式会社ホクトーシステム）であり、同社の代表取締役は乙である。Y（被告）は、一般印刷並びに製本の事業及び不動産の売買、仲介、賃貸並びに管理を主たる目的とする株式会社である。Y社設立当時の代表者は乙であったが、その後、甲に変更された。

X信用金庫は、平成16年6月3日、旧A社との間で、支払を停止した時は通知なくして当然に一切の債務について期限の利益を失う旨の内容を含む信用金庫取引約定を締結した上、平成18年7月31日、要旨下記の約定にて600万円を貸し付けた。旧A社は、平成19年11月7日、商号を「株式会社Z」に変更し、同月21日、その旨の登記をした。旧A社は、同月28日、一般印刷並びに製本の事業及び不動産の売買、仲介、賃貸並びに管理の事業を分割して、Y社を設立する旨の会社分割をした。本件会社分割の結果、本件貸付に基づく債権は、旧A社に帰属し、Y社に承継されないものとされた。Y社は、設立後、「株式会社ホクトーシステム」の商号を使用して、上記イ記載の事業を営んでいる。他方、旧A社は、事業を休止した。

X信用金庫は、①Y社は、「株式会社ホクトーシステム」の商号を続用していることから、会社法22条1項の適用又は類推適用により旧A社の債務を弁済する責任を負う、②本件会社分割は法人格の濫用に該当し、Y社は、旧A社と別個の法人であると主張して債務の弁済を拒絶することは許されない（法人格否認の法理）、と主張して、Y社に対し、本件貸付金（並びに未払利息及び遅延損害金）の支払を求めた。

なお、旧A社が実質的に1億4,000万円程度の債務超過の状況が判明した後に、旧A社の設立当時の取締役であり、旧A社の株主である乙および丙税理士は、平成19年11月26日に、X信用金庫等取引金融機関に対し、本件会社分割を実行する旨を説明した。その際、Y社が事業を承継するが債務は引き継がないこと、乙がY社被告の社長を兼務すること、本件貸付については、Y社が得た事業収益を前提として対応するので、返済を6か月程度猶予して欲しい旨を説明した。平成20年1月ころ、X信用金庫は、丙税理士に電話し、状況を

聴いたところ、丙税理士は、本件会社分割を実行し、現在分割決算中である旨の説明をした。X信用金庫は、本件会社分割に関する資料送付を要請し、同資料は後日送付された。平成20年5月、X信用金庫は、猶予した期限が到来したことから、Y社を訪れ乙に対して説明を求めたところ、乙は、予想した収益が得られないため旧A社の債務を弁済する目処が立たないこと、乙がY社の社長を退任したこと等を説明した。

【判旨】

大阪地裁は、会社法22条1項の類推適用を否定したうえで、法人格否認の法理について、以下のように述べた。

「法人格否認の法理（いわゆる『法人格の濫用』の場合）の適用が肯定されるには、①旧会社の営業財産をそのまま流用し、商号、代表取締役、営業目的、従業員等が旧会社のそれと同一の新会社を設立すること（支配の要件）、②取引の相手方からの債務履行請求を免れる手段とすること（目的の要件）が具備される必要があると解される（最高裁判所昭和48年10月26日第2小法廷判決民集27巻9号1240頁等参照）。」

支配の要件については、「旧A社は、Y社の株式の全部を保有していることに照らせば、旧A社のY社に対する支配性の要件は容易に認めることができる（なお、この点は当事者も争っていない）。」

また、目的の要件については、「本件会社分割は、新設・物的分割であるところ、同分割手続においては、分割会社の純資産総額に変動を生じないことに鑑み、法律上債権者保護手続は設けられていない(会社法789条1項2号、810条1項2号)。したがって、新設・物的分割が行われた結果、分割会社の債権者の強制執行の引き当て財産に変動を生じるとの結果は法が是認するものであるから、債権者としても、特段の事情がない限りこれを是認せざるを得ないというべきである（なお、詐害行為取消権、旧A社に対する破産申立を前提とした否認権、取締役に対する責任等が成立する場合はあり得る）。」「本件会社分割の結果、事業用負債（買掛金等……）はY社に引き継がれて弁済を受けるこ

とができる反面、それ以外の負債は旧A社に残存する結果、弁済を受けられる割合は僅少なものとどまることとなる。以上によれば、形式的に見る限り、債権者平等原則を充足した結果になるとはいえないことが明らかである。しかしながら、事業継続上不可欠な債務は、事業維持を前提とする（いわゆる再建型の）倒産処理手続においても、一定の要件のもとで随時の弁済をすることができる（例えば民事再生法85条2項、4項、120条等）こと、事業維持を前提とする破綻処理の場合には、事業を継続して得た収益をもって配当原資に充てることが予定されていることに鑑みれば、事業用負債を承継する一方、それ以外の負債は承継しないとしても、直ちに、承継しなかった債務について弁済を免れるために行われたと推認することはできない。「以上からすると、会社分割について『目的の要件』が推認できるのは、①倒産状況にないにもかかわらずこれを偽装して行われた、②会社分割の内容が、実質的にみても債権者平等原則の要請に著しく反する、③会社分割の内容が、分割会社の債権者に対する配当の見込みを明らかに減少させる、④会社分割の手続において、財産状況等について明らかに虚偽の説明を行った、等特段の事情がある場合というべきである」とした。

本件会社分割は、①～④のいずれにも当てはまらず、「法人格否認の要件たる『目的の要件』の存在を推認するには足りない」とした。

四 福岡地裁平成23年2月17日判決⁵²⁾（裁判例④）

【事実の概要】

X（原告——株式会社整理回収機構）は、債権回収や企業再生等を目的とする会社である。K社（国際企画）は、パチンコ店の経営等を目的とする会社であり、従前は屋号「ニュー国際（以下、甲店舗）」、「田布施国際（以下、乙

52) 判タ1349号177頁。判例評釈として、高間佐知子「判批」法学新報118巻11・12号193頁（2012年）、高橋英治「判批」ジュリスト1440号（平成23年度重要判例解説）105頁（2012年）、長畑周史「判批」法学研究85巻9号55頁（2012年）、坂本達也「判批」金判1408号2頁（2012年）がある。

店舗)」「ゆめ広場(以下、丙店舗)」等5店舗を経営していた。K社は、その元代表者B、その息子で現代表者C及びその親族が株式を所有する同族会社である。

Xは、平成13年11月26日、K社に対する債権の譲渡を受け、K社は上記債権譲渡を異議なく承諾した。K社は、パチンコ業界の競争の激化による大規模な設備投資や個別の店舗での経営失敗等が原因で、平成14年12月31日時点で欠損金7億5,389円、平成15年12月31日時点ではさらに増えて欠損金8億4,335万8,022円を抱える債務超過の状態にあった。K社は、買掛金や手形決済等営業上必要な債務の支払は滞りなく続けていたものの、金融機関からの巨額の借入金(乙17によれば約74億円)があり、その返済は各金融機関の協力を得て分割返済を行っている状況であり、特に上記借入金総額のうち半分近く(Xに対して約34億円、K社グループとしてはXに対して約53億円)を占めるXに対する分割返済額は毎月1,000万円近くに上っていた。

Cらは、このままではK社は間もなく倒産すると考え、被告弁護士に相談するとともに、平成15年10月までに、営業上必要な債務の支払を除く各金融機関への支払を事実上ストップした。被告弁護士は、同年11月4日ころ、CらK社グループの幹部とともに会議を行って会社分割及び会社新設の方法によって再生を行うことを決めた。C及び被告弁護士は、同年12月2日、Xを訪問し、K社が会社分割によって再生を行うことを説明して協力を求めたが、その際資料は一切示されず具体的内容の説明もなかったため、Xは書類の提出や返済計画の明示をK社に要望して面談は終了した。

そして、平成16年1月7日、K社は有限会社ニュー国際(以下、N社)、有限会社田布施国際(以下、Y2社)、有限会社夢ひろば(以下、M社)、有限会社ナイン(以下、Y1社)をそれぞれ会社分割により新設し、営業資産および営業許可名は、甲店舗からN社、乙店舗からY2社、丙店舗からM社にそれぞれ承継、移転した。N社、Y2社、M社、N社の代表者はすべてCの妻Aであった。さらにK社は、同年4月1日、Aに対して、Y2社、N社、M社、Y1社の出資金を200万円(1社につき50万円)で譲渡した。Aは、かなり以前に

K社で働いたことがあるものの、その後は長年専業主婦をしており、会社経営の経験は全くなく、自宅に送られてC宛のファックスを整理してCに渡す程度の関与しかしてこなかったが、Cや親族らの依頼を受け、Cや親族らのためになるならと思って、新会社の代表者となることや出資金の譲渡を受けることを承諾したのであった。平成16年5月10日付で作成されたK社グループ再生スキームの内容は、X以外の債権者である金融機関に対する債務は新会社に移転するが、Xには担保の抹消料として各店舗100万円を支払うが、それ以外は一切支払を行わないというものであったため、Xはこれを拒否し続けた。

その後、N社、平成19年10月31日、株式会社徳山甲子園（以下、T社）に吸収合併され、さらにT社は、平成21年3月1日、徳山マーメイド（以下、Y3社。同社は平成18年6月1日、K社から新設分割の方法により設立された会社。代表者A）に吸収合併された。M社は、平成19年10月31日、N社に吸収合併された。

もともとK社が所有していた甲店舗、乙店舗、丙店舗の土地建物は、平成18年ころ、それぞれN社、Y2社、M社へと所有権移転されていたが、平成19年、Y3社はこれらの不動産をすべて売買により取得した。そして、Y3社は、上記各不動産について根抵当権を有していたXに対し、平成19年3月9日から同年9月13日にかけて次々と抵当権抹消請求を行った。Y3社の成立過程を知らないXは、これに応じざるをえなかった。

そこで、Xは、K社が会社分割制度を濫用して、経営するパチンコ店各店について新会社Y1ないしY3社を設立してその営業を移転させ、XのK社に対する債務を不当に免脱したとして、Y1ないしY3社らの法人格を否認し、Y1ないしY3社に対し、XがK社に対して負担する債権の支払いを求めた。

[判旨]

「Xは、法人格否認の法理のうちいわゆる法人格濫用の類型に該当する旨を主張しているところ、これが認められるには、①法人格が支配者により意のままに道具として支配されており（支配要件）、かつ、②支配者が違法または不

当な目的を有すること（目的要件）が必要である（最高裁第二小法廷昭和48年10月26日判決・民集27巻9号1240頁）。」

支配要件については、次のように述べた。「K社は、その株式の70パーセントを有するCを含む親族がすべての株式を所有する完全な同族会社であったところ、その経営再建のために、本件会社分割を行うことを計画し、その際、株主や連帯保証人となっているCやその他の親族は、新会社の所有及び経営には直接関与せず、後方にて支援することとされ……、株主にも連帯保証人にもなっていなかったAを新会社の代表者としたというのである（代表者を親族以外の第三者にすることが具体的に検討された形跡はうかがわれない）。また、Aは、専業主婦をしていたもので、Cの妻としてK社の仕事を手伝った以外には経営に関与した経験は全くないところ、同人の証言によっても、出資持分取得や抵当権消滅請求の具体的経緯もほとんどわからないというのである。さらに、Aが、新会社の経営に関与しているとしても、A及びCの自宅に経営状況の報告がファックス送付され、AとCが適宜相談の上で必要に応じて指示を出しているというのであって、ファックスの宛先や指示の名義が変わった以外は、実質的には本件会社分割前とほぼ変わらない方式によって新会社の経営が行われているというのである。加えて、K社が経営していたパチンコ店舗で、経営の統廃合等により営業を止めたもの以外は、Aが代表者を務める各新会社によって、それぞれ従前の同一の施設を利用して、同一の屋号で経営されており、上記会社分割によっても営業を中断することなく、中心となる従業員等も変わらずに営業を継続しているというのである。」

以上により、「本件会社分割前のK社と本件会社分割後のYらでは、その事業態様や支配実態は実質的に変化がないと評価せざるをえず、法人格が支配者（C及びその親族）により意のままに道具として支配されている（支配要件）というべきである。」

目的要件については、次のように述べた。「K社は、経営する各パチンコ店舗自体の収益力はあるものの、巨額の金融機関に対する負債を抱えて、各債権者と協議を行って分割返済を行っており、特に、債務額の半分近くを占める最

大債権者のXには毎月1,000万円近い分割返済を行っていたため、このままではいずれ倒産するとして、パチンコ店舗の経営は温存しつつ、本件会社分割を利用した債務整理を行おうと計画したが、本件会社分割を行うにあたっては、Xに対して、何らかの再建スキームを行うことを伝えたものの、その具体的内容は、本件会社分割から4か月経過するまで一切明らかにしていない。その間、K社は、配当の見込みがある先順位の担保権を有する他の金融機関に対しては、債務の弁済等について何度も交渉を行っている……。一方、K社は、Xに対して、債務額の半分程度を有する最大の債務者であるにもかかわらず、担保抹消料以外には全く支払は行わないという態度を一貫してとり、弁済についての交渉にも一切応じていない。さらに、K社は、パチンコ店舗の不動産は新会社には承継しないという前提で本件会社分割を行いながら、その後の金融機関との交渉等の都合によって不動産を新会社に承継させる必要が生じると、Xに対する説明を変え、本件会社分割当初から上記不動産が譲渡されていたかのような移転登記手続を行って、最終的には、Xに対する抵当権消滅請求を行っている……。上記経緯等に照らせば、K社が行おうとした今回の再建スキームの主な目的は、K社の債務の半分近くを占めるXの債務の支払を免れることにあったといわざるをえない……。そして、Xに対する説明や交渉の態度は、他の債権者に対する態度とは明らかに異なっており、……各債権者への弁済見込み等に照らせば、Xへの対応はあまりに不誠実というべきである。また、K社が行った本件会社分割手続も、その後の他の金融機関との交渉の都合等に応じて事後的に変更しているなど、K社が会社分割についての法律手続を遵守していない可能性が高く、本件会社分割制度を上記再建スキームの単なる道具として利用しようとした意図がうかがわれる。」「しかし、本件会社分割……によって、K社から弁済や配当を受けられる可能性はほぼないに等しい状態となっており、K社からの担保抹消料の申出も当初で900万円、最大でも4,500万円であった……。一方、X以外の債権者の債務は、本件会社分割が行われずに破産手続が行われた場合には、担保不動産からの配当見込金額を除いて、Xよりも少ない配当額をX以外の債権者で債権額に応じて配分せざるをえない状

態であったところ、本件会社分割によって、営業上必要な債務についての債権者は、担保権を有さなくても、その全額が新会社に承継されて弁済を受ける見込みがあり、また、先順位の担保権を有する金融機関……の債務も担保不動産からの配当見込金額（約9億0,950万円）を大きく超える約20億円が新会社に承継されて、各パチンコ店舗の収益や債務状況等に照らせば、その相当部分の回収が期待できる状態となっているというのである。上記結果は、破綻状態にあったK社について破産手続あるいは民事再生手続が行われた場合と比較して、明らかに債権者間の公平を欠く極めて恣意的なものであり、担保権の順位及び状況、民事再生手続において営業上必要な債務がある程度優先される面があることなどを考慮しても、著しく公平性を欠くものであって、信義則に反するというべきである。」

「以上によれば、K社は、債権者のうちXに対する債務支払を恣意的に免れることを意図して、会社分割制度を形式的に利用あるいは濫用して再建スキームを実行したといわざるをえず、違法または不当な目的を有していた（目的要件）というべきである。」

「法人格否認の法理は、詐害行為取消権とはその要件及び効果を異にするものであって、詐害行為取消権が行使できない場合でなければ、法人格否認の法理が適用できないこともない。」

「Yらは、信義則上、K社と別法人であることを理由として、Xの本件債権に対する責任を免れることは許されない。」

五 福岡高裁平成23年10月27日判決⁵³⁾ (裁判例⑤)

[事実の概要]

裁判例①の控訴審である。

53) 金判1384号49頁。判例評釈として、金澤大祐「判批」税経通信67巻8号177頁（2012年）、受川環大「判批」新・判例解説 Watch 11号115頁（2012年）、山下真弘「判批」金判1403号2頁（2012年）、竹田奈穂「判批」法と政治63巻4号223頁（2013年）、小出篤「判批」法学教室390号付録判例セレクト2012〔II〕19頁（2013年）がある。

【判旨】

「Y2社は、大橋2店舗を承継してY1社とは別個の事業体として独立して営業活動をしているのであり、一方、Y1社においては、大橋2店舗以外にも4店舗を有し、相応の不動産も保有して営業活動を行っていたが、平成19年11月末に閉店して廃業するに至り、平成22年6月25日解散して清算中である……。そして、Y2社の代表者とY1社の代表者との間に親子関係があることは認められるものの、それ以上に、Y1社がY2社を支配や差配している事業を認めるに足りる確たる事情は証拠上窺うことができない。そうであれば、本件貸金の関係に限ったとしても、Y2社をY1社と同視し、Y2社の法人格を否認して、Y1社と同様の責任を負担させるのが相当とは解することができない。

また、上記のような事情に加えて、前記認定の本件会社分割に至る一連の経緯に照らすと、Y1社とXとの本件貸金債務の返済や会社分割に関する交渉を主導的、主体的に行っていたのは、Y1社であって、Y2社ではないこと等からすれば、Y2社自身がXとの関係で信義則上何らかの責任や義務を負うとまでは解し難いというべきである。

したがって、Xの、法人格の否認あるいは権利濫用ないし信義則違反に基づく契約責任の主張は、採用することができない。」

このように判示したうえで、Xの詐害行為取消権の行使を認めた。

六 小 括

1 諸裁判例の理論構造

まず、法人格濫用による法人格否認の法理に関する最高裁判決の判断枠組みを踏襲しているか否かという点を見ていく。前掲昭和48年最判を引用し、支配要件、目的要件について検討しているのは、裁判例③、裁判例④である。その他の裁判例についても、概ね支配要件、目的要件という枠組みに従っていると思われる。裁判例⑤は、前掲昭和48年最判を引用していないものの、「支配および差配」および「債務を免れる一定の意図」という要件を課していると思われることから、最高裁の判断枠組みを踏襲していると考えられる。また、裁

判例②は、目的要件のみを判断し支配要件について何ら検討を加えていないが、これは、本件では支配要件の存在については当事者間に争いがなく⁵⁴⁾判断する必要がなかったためであると考えられ、このように考えると最高裁の判断枠組みに従ったものであろうと評価できよう。

ただし、裁判例①については、これが従来の最高裁の判断枠組みを踏襲したものであるか否かについては、若干の検討を要する。本判決は、前掲昭和48年最判を引用することなく、「本件会社分割の実行に当たり、被告Y1について、債権者であるXに対して一般的な事前の告知義務や説明義務があったと解することはできないが、本件では、それ以前のXと被告Y1との交渉の過程で、被告Y1は、自らの事業再生についてXに協力を求め、事業再編スキームの設計、実行に当たり、Xと連携して進めるとの信頼を与えるような言動をとり、かつ会社分割スキームについて相当程度にわたって、Xと検討・準備を進めていたのであるから、そのような密接な協議関係にいったん入った以上、被告Y1としては、Xの利益や期待を著しく損なうことのないよう合理的な配慮をする信義則上の義務を負担するものというべきである」としたうえで、被告Y1がこの信義則上の義務に違反したことを認め、「Xの関係では、信義則上、被告Y2の法人格を否認し、被告Y1と被告Y2を同視するのが相当である」と判示している。このように、裁判例①は、信義則上の義務違反を法人格否認の直接の根拠にしていることが伺える。これに対しては、一方では、従来の判断枠組みに従ったのではなく「新たな判断と思われ、これまでの法人格否認の法理の枠から一步はみ出したものであ」としたうえで、これに「直ちに賛成するには躊躇を感じる⁵⁵⁾」とか、このような「論理構成には違和感を覚える⁵⁶⁾」という評価がされている。他方で、本判決は、本件事案における株式譲渡や増資は「被告Y2の法人格や会社分割制度を濫用とする不当な目的が認められ、かつ、被告Y1と被告Y2に強い一体性が認められる」こともまた、

54) 元芳＝豊田・前掲注23)71頁注49。

55) 難波・前掲注22)36頁。

56) 高間・前掲注52)200頁。

法人格を否認する際の要素としている。このことから、本判決を「支配要件と目的要件という枠組みは維持したうえで、信義則上の義務違反という要素を目的要件の認定に、『経済的一体性』という事情を支配要件の認定に用いたと把握することも可能ではないか」と評価する見解もある⁵⁷⁾。これについては、どちらの評価も正鵠を射ており、どちらに与するかは判断の難しいところであるが、後者の評価が妥当ではないかと思われる。なぜなら、前者の見解を採用した場合、本判決の示す「経済的一体性」は法人格を否認するための要素として必ずしも必要なものではなくなるのではないかという疑問が生ずるからである。また、前者の見解を採用する論者は、本判決が信義則を根拠にしていることに対し、法人格否認の実定法上の根拠は様々であることを理由に批判的な立場を主張する⁵⁸⁾が、本判決が信義則を根拠としているからといって、他の実定法上の規定を根拠とする法人格の否認をただちに排除するものではないと思われる。そこで本稿では、裁判例①も従来の判断枠組みに従ったものであると位置づけたうえで、検討を進めることにする⁵⁹⁾。

2 濫用の対象について

本章で列挙した5つの裁判例は、すべて濫用的な会社分割に対して法人格否認の法理が適用されるか否かが争われたものであるが、法人格否認の法理の適用の際に何を「濫用」している（または、していない）と判断したかについては、必ずしも一致していない。裁判例②、裁判例③は、法人格の濫用について判断している一方、裁判例④、裁判例⑤は会社分割制度の濫用について判断している。さらに裁判例①は、「法人格や会社分割制度を濫用した」と判示し、

57) 元芳＝豊田・前掲注23)70頁。

58) 難波・前掲注22)36頁、高間・前掲注52)200頁。

59) 水島・前掲注49)35頁。もっとも、裁判例④は、前掲昭和48年最判を引用した上でその枠組みに従って判断しつつも、最終的には信義則を根拠に法人格を否認している。しかし、裁判例①と異なるのは、信義則上の義務の存在とその義務違反を検討していない点である。すなわち、裁判例④は従来の枠組みで法人格の否認を判断したうえで、法人格を否認する際の単なる実定法上の根拠として、一般条項としての信義則を用いているのではないかと考えられる。

これら両方の濫用について判断している。それでは、法人格の濫用と会社分割制度の濫用はどのように異なるのであろうか。

まず、会社分割制度を濫用していると判断した裁判例からみていこう。裁判例④は、目的要件について判断する際に、「債務支払を恣意的に免れることを意図して会社分割を利用」したことは会社分割制度の濫用であると判示している。裁判例⑤は、特定の債権者の「経済的利益を本来的には害するはずのない新設会社分割の方法をとりながら、それと一体のものとして株式譲渡と増資手続をすることにより、被告Y1の財産を不当に逸出する結果を招く」という手法について、会社分割制度を濫用するものであると判示している。

他方、法人格を濫用していると判示している裁判例については、裁判例②は本件売掛債務を免れる目的で行われた会社分割による新会社の設立は法人格を濫用するものであると判示している。裁判例③は、当該事案が「法人格の濫用」の事案であることは認めているものの、実際に濫用されたか否かが争われたのが法人格であったのか、それとも会社分割制度であったのかは、明らかではない。

さらに、裁判例①は、原告Xと被告Y1との交渉過程に注目し、「被告Y1の債権者である原告Xの経済的利益を本来的には害するはずのない新設会社分割の方法をとりながら……被告Y1の財産を不当に逸出する結果を招く」ような手法は、「会社分割制度を濫用的に用いたものと評価せざるを得ない」としつつも、その後、「被告Y2の法人格や会社分割制度を濫用とする不当な目的が認められ」としており、このような判決文からは、法人格を濫用したと判断したのか、会社分割制度を濫用したと判断したのかは、明らかではない⁶⁰⁾

このようにみえてくると、特定の債権者に対する債務免脱のための会社分割を「濫用」と判断していることについてはいずれの裁判例も一致しており、その

60) この点につき、水島教授は、裁判例①の判旨からすると、会社分割制度の利用と法人格の利用の概念は異なると指摘したうえで、「会社分割制度の濫用は交渉当事者間の背信性を基礎とするものであり、その意味において法人格の利用という問題とは直接的に関連していない」と指摘する（水島・前掲注49）38頁注54参照）。

ような債務免脱のために新会社を設立したことを濫用と判断した場合には法人格の濫用、会社分割制度を利用したことを濫用と判断した場合には会社分割制度の濫用と判断しているようである。ただし、この二者の間の具体的な差異については、これらの裁判例からは現時点では見出せない。これらの裁判例を見る限りは、会社分割制度の濫用と法人格の濫用を意図的に使い分けられていると考えることは難しいのではなかろうか。

3 法人格否認の法理の適用対象となる濫用的会社分割

本章で列挙した5つの裁判例は、すべて新設分割が行われた事例であるが、そもそも濫用的会社分割に法人格否認の法理が適用されるのは新設分割に限られるのか、それとも吸収分割も含まれるのが問題となる。この点につき、濫用的吸収分割においては、法人格の否認の時点で支配者たるグループ以外の株主が承継会社に存在し、その株主が自らに何ら帰責事由がないにもかかわらず、自己が属する会社の法人格の否認によって分割会社の個別債務を引き受けるという効果により、予想不可能な状況の下で自己の持分価値が減少するという形で害されることから、吸収分割事例に法人格否認の法理を適用することはできず、濫用的会社分割に法人格否認の法理が適用されるのは新設分割に限られると主張する見解がある⁶¹⁾この問題は、従来、実務家により「法人格否認の法理は吸収分割には使えない」旨の指摘がなされていたが⁶²⁾この見解はその指摘に明確な根拠を与えたと評価できよう。したがって、濫用的会社分割に法人格否認の法理が適用されるのは、新設分割に限られると解するのが妥当であると思われる。

〔未完〕

61) 高橋・前掲注52) 107頁。

62) 井上聡＝小林信明＝三上徹＝村田渉＝山田誠一＝山本和彦「〈座談会〉会社分割をめぐる諸問題－判例を材料に派生論点を考える－」金融法務事情1923号76頁（2011年）〔三上発言〕、神作裕之（聞き手・三上徹）「商法学者が考える濫用的会社分割問題——会社分割法制の中で、できる限りの手当を望みたい」金融法務事情1924号51頁（2011年）〔三上発言〕。